

公益財団法人日本テニス協会

アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、定款第73条に基づき、公益財団法人日本テニス協会（以下、「本協会」という。）のアスリート委員会（以下、「委員会」という。）の設置並びにその運用に必要な事項を定める。なお、委員会は本協会定款第60条に基づく専門委員会として設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、以下第3条に規定する分掌事項について、アスリートの立場からの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成、並びにテニスの普及発展に寄与することを目的とする。

(分掌事項)

第3条 委員会は、常務理事会の諮問に応じ、又は本委員会の委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、常務理事会に答申又は報告する。

- (1) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関する事
- (2) 競技会・強化環境の改善や整備に関する事
- (3) オリンピック・ムーブメントの推進活動に関する事
- (4) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資する事
- (5) 選手のセカンドキャリアの支援に関する事
- (6) テニスの社会的役割や価値の向上に寄与する事
- (7) 協会主催事業に協力し、テニスの発展に寄与する事
- (8) JOC アスリート委員会との協力・連携に関する事
- (9) SNS の活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションに関する事
- (10) その他アスリートに関する事

(構成)

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 14名以内、現役アスリート7名、アスリート経験者7名

2 委員会は、原則、男女同数とする。

(委員の資格)

第5条 現役アスリートは、年齢が16才以上で、かつ、本協会の競技者登録者のうち、本協会主催大会又は国際レベルの大会に過去4年以内に出場した選手とする。

2 アスリート経験者は、本協会の選手登録者で、本協会主催大会又は国際レベルの大会に選手として出場した経験を有する者とする。

3 委員会の委員は、本協会倫理規程に違反したことがない者とする。

(委員の選任)

第6条 委員は、以下第7条に規定するアスリート委員選考委員会の推薦に基づき常務理事会が選任し、会長が委嘱する。

(アスリート委員選考委員会)

第7条 常務理事会は、委員会の任期満了の4か月前までに6名の選考委員を選び、アスリート委員選考委員会を設置する。

2 アスリート委員選考委員会は、アスリート委員2名(男女各1名)、常務理事2名、及び外部委員2名の計6名の選考委員と総務部員1名で構成する。但し、最初の委員会の委員を選任する場合に限り、専務理事、事業統括本部長、管理統括本部長、及び総務部長によりアスリート委員選考委員会を構成する。

3 アスリート委員選考委員会は、結成後速やかに、アスリート委員になる資格を持つ者にアスリート委員選考委員会の設置を周知する。

(委員候補者)

第8条 アスリート委員に立候補を希望する者は、当期委員の任期満了の2か月前までに、アスリート委員選考委員会に対して書面で立候補を表明する。

2 アスリート委員候補を推薦する者は、被推薦者の了解を得た上で当期委員の任期満了の2か月前までに、アスリート委員選考委員会に対して書面で推薦する。

3 アスリート委員選考委員会は、次期アスリート委員候補者選任後、速やかに常務理事会に報告する。

(委員長の選任)

第9条 委員長の選定は委員の互選による。

(任期)

第10条 委員長及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員長又は委員が補欠により選任された場合の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員長及び委員は、任期を満了しても後任者が選任されるまではその職務を行う。

(委員会の開催)

第11条 委員会は、半期毎に1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2 委員は、必要に応じていつでも委員会の開催を求めることができる。

3 役職員及び事務局員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第12条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、かつ出席委員の過半数の同意をもって可決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、総務部が行う。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

制定日 令和 3 年 3 月 16 日